

人口減少時代における自治体 の広域連携

2019.12.20

政策研究大学院大学

横道清孝

©横道

目次

1. はじめに
2. 広域連携の仕組み
3. 広域圏政策の推進
4. 大都市圏における広域連携
5. これからの広域連携のあり方

1. はじめに

(1) 広域行政と広域連携

広域行政 (Wide-Area Administration)

広域連携 (Wide-Area Cooperation)

(2) 広域連携の促進手法

広域連携の仕組み (自治法)

広域圏政策の推進 (要綱)

2. 広域連携の仕組み(1)

(1) 広域連携のための2つの仕組み

- 別法人を設立する
- 別法人を設立しない

(2) 別法人を設立する(組合制度)

- 一部事務組合(1888年～)
- 広域連合(1996年～)

2. 広域連携の仕組み(2)

(3)別法人を設立しない(機能的共同処理方式)

- 協議会(1952年～)
 - 機関等の共同設置(同上)
 - 事務の委託(同上)
 - 連携協約(2014年～)
 - 事務の代替執行(同上)
- (▪ 事実上の協議会)

3. 広域圏政策の推進(1)

(1) 広域行政圏政策

- 広域市町村圏(1969年～)
- 大都市周辺広域行政圏(1977年～)

(2) 新しい広域圏政策

- 定住自立圏(2008年～)
- 連携中枢都市圏(2014年～)

3. 広域圏政策の推進(2)

(3)広域市町村圏(1969年～)

(a)圏域の設定

- 人口10万人以上
- 日常生活圏を単位(中心市と周辺市町村)

(b)広域行政機構の設置

- 協議会、一部事務組合、(広域連合)

(c)広域市町村圏計画の策定

- 広域行政機構が策定

3. 広域圏政策の推進(3)

(4)大都市周辺地域広域行政圏(1977年～)

(a)圏域の設定

- 人口40万人程度
- 地理的、歴史的又は行政的な一体性

(b)広域行政機構の設置

- 協議会

(c)大都市周辺地域振興整備計画の策定

- 広域行政機構が策定

3. 広域圏政策の推進(4)

(5)広域行政圏の設定状況(1998年10月現在)

(a)広域市町村圏 341圏域

兵庫県 9圏域

大阪府 0圏域

京都府 4圏域

(b)大都市周辺地域広域行政圏 24圏域

兵庫県 1圏域(阪神広域行政圏)

大阪府 5圏域

京都府 1圏域

(中心部は、圏域未設定)

3. 広域圏政策の推進(5)

(6)定住自立圏(2008年～)

(a)圏域の設定

- ・中心市と周辺市町村の協定により形成

(b)中心市宣言

- ・中心市:人口5万人程度以上、
昼夜間人口比率1以上

(c)定住自立圏形成協定の締結

- ・中心市と周辺市町村

(d)定住自立圏共生ビジョンの策定

- ・周辺市町村と協議を経て、中心市が策定

3. 広域圏政策の推進(6)

(7)連携中枢都市圏(2014年～)

(a)圏域の設定

- ・中心市と周辺市町村の連携協約により形成

(b)連携中枢都市宣言

- ・中心市:指定都市又は中核市
昼夜間人口比率1以上

(c)連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結

- ・中心市と周辺市町村

(d)連携中枢都市圏ビジョンの策定

- ・周辺市町村と協議を経て、中心市が策定

3. 広域圏政策の推進(7)

(8)新しい広域圏の設定状況

(a)定住自立圏 124圏域(2019年10月現在)

(b)連携中枢都市圏 32圏域(2019年4月現在)

(うち指定都市)

札幌市、新潟市、静岡市、岡山市、広島市、
北九州市、熊本市

(兵庫県)

播磨圏域連携中枢都市圏(2015年～)

3. 広域圏政策の推進(8)

(9) 広域圏政策の想定地域

(a) 広域行政圏

広域市町村圏→地方圏

大都市周辺地域広域行政圏→大都市周辺部

(b) 定住自立圏→地方圏

(c) 連携中枢都市圏→地方圏

3. 広域圏政策の推進(9)

(10)広域圏政策→地方圏が念頭

(a)地方圏

- ・中心市＋周辺市町村
- ・周辺市町村の規模大きくない

(b)大都市圏

- ・指定都市と周辺市町村の間の「壁」
- ・周辺市町村もそれなりの規模

4. 大都市圏における広域連携(1)

(1) 首都圏における広域連携

(a) 九都県市首脳会議(1979年～)

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、
横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、
千葉市(事実上の協議会)

(b) 東京都後期高齢者医療広域連合

(c) 東京都二十三区清掃一部事務組合

(d) 東京消防庁への事務委託

4. 大都市圏における広域連携(2)

(2)首都圏における新しい動き

(a)8市連携市長会議(2011年～)

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、
藤沢市、逗子市、大和市、町田市

(b)保育所の共同整備等(2016年～)

千葉市、市原市、四街道市

→大都市圏の指定都市を中心とした圏域形成
への動き？

4. 大都市圏における広域連携(3)

(3)関西圏における広域連携

(a)関西広域連合(2010年～)

大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、
滋賀県、徳島県、鳥取県、
大阪市、神戸市、京都市、堺市

(b)兵庫県後期高齢者医療広域連合(2007年～)

4. 大都市圏における広域連携(4)

(4)神戸市における広域連携

(a)神戸隣接市・町長懇話会(1990年～)

(b)宮崎県との連携協定(2017年～)

(c)三田市との連携協定(2018年～)

(d)洲本市、南あわじ市、淡路市との連携協定
(2019年～)

5. これからの広域連携のあり方(1)

(1)2040年に向けた今後の課題

- ・人口減少社会への対応
- ・インフラの老朽化、災害への対応 等

(2)公的リソースの相互有効活用

- ・他市町村との水平的連携
 - ・近接型連携と遠隔型連携
- ・都道府県との垂直的連携
 - ・二層制の柔軟化 cf.奈良モデル

5. これからの広域連携のあり方(2)

(3)大都市圏における広域連携

- 水平的連携の推進
 - 近接型＋遠隔型
- 都道府県と指定都市の連携
 - 関西広域連合の活用
 - 兵庫県・神戸市調整会議

(4)広域連携(Wide-Area Cooperation)から 広域協働(Wide-Area Collaboration)へ